

公の施設【基本情報】

施設名	雁巻緑地 サッカーコート 他 雁巻緑地 多目的広場
所管部・課	秋葉区建設課
所在地	新潟市秋葉区小須戸3793番地5地先
根拠法令	都市公園法
設置条例	新潟市都市公園条例
施設概要	<p>雁巻緑地 都市緑地公園部分 40,000㎡ 信濃川親水緑地部分 47,002㎡</p> <p>・サッカーコート(野芝) 大(105m×68m) 1面 小(68m×50.25m) 1面 ・多目的広場(アスファルト舗装) 1式</p>

施設 の 設置 目的
<p>市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること、スポーツの普及振興を図ることを目的として、体育施設を含む公園を設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>雁巻緑地は信濃川河川敷に設けられた河川公園です。サッカー場、多目的広場のほか、ゲートボールコート、芝生広場など遊びが楽しめる総合親水ゾーンです。サッカー等の運動の「場」やレクリエーションの「場」を提供し、積極的な利用を促進します。</p> <p>(1)新潟市都市公園条例等(以下「条例」という。)に基づき、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。</p> <p>(2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p>